

あずみ苑介護スクール 介護福祉士実務者研修 通信課程 学則

第 1 章 総則

(事業者の名称・所在地)

第 1 条 本研修は、次の事業者が実施する。

株式会社アズ・ライフケア

東京都中野区本町 1-12-8

(設置目的)

第 2 条 本研修の目的は、次のとおりとする。

社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 5 号の規定に基づく介護福祉士試験の受験資格を得させるための研修を行い、介護福祉士として必要な介護の専門知識及び技術を習得し、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

(研修事業の名称)

第 3 条 研修事業の名称は、次のとおりとする。

あずみ苑介護スクール 介護福祉士実務者研修 通信課程

(通信課程を行う地域)

第 4 条 通信課程を行う地域は、全国とする。

第2章 教育課程、研修期間等

(研修期間・修業年限)

第5条 研修期間は原則6ヶ月とする。

* 下記の有資格者については、受講期間短縮適用となり、下記の受講期間とする。

介護職員基礎研修修了者 1ヶ月以上
 訪問介護員1級課程修了者 3ヶ月以上
 訪問介護員2級課程修了者 3ヶ月以上
 介護職員初任者研修修了者 3ヶ月以上

(受講定員、学級数)

第6条 本研修の受講定員、学級数は以下のとおりとする。

1学級の定員：15名 年間学級数：8学級 1学年の定員：120名

(研修カリキュラム)

第7条 本研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、以下のとおりとする。(別表参照)

科目	介護職員基礎研修修了者		訪問介護員養成研修1級修了者		訪問介護員養成研修2級修了者		介護職員初任者研修修了者		左記以外	
	通信	スクーリング	通信	スクーリング	通信	スクーリング	通信	スクーリング	通信	スクーリング
人間の尊厳と自立	○		○		○		○		5時間	
社会の理解Ⅰ	○		○		○		○		5時間	
社会の理解Ⅱ	○		○		30時間		30時間		30時間	
介護の基本Ⅰ	○		○		○		○		10時間	
介護の基本Ⅱ	○		○		○		20時間		20時間	
コミュニケーション技術	○		○		20時間		20時間		20時間	
生活支援技術Ⅰ	○		○		○		○		20時間	
生活支援技術Ⅱ	○		○		○		○		30時間	
介護過程Ⅰ	○		○		○		○		20時間	
介護過程Ⅱ	○		○		25時間		25時間		25時間	
介護過程Ⅲ(スクーリング)		○		45時間		45時間		45時間		45時間
発達と老化の理解Ⅰ	○		○		10時間		10時間		10時間	
発達と老化の理解Ⅱ	○		○		20時間		20時間		20時間	
認知症の理解Ⅰ	○		○		10時間		○		10時間	
認知症の理解Ⅱ	○		○		20時間		20時間		20時間	
障害の理解Ⅰ	○		○		10時間		○		10時間	
障害の理解Ⅱ	○		○		20時間		20時間		20時間	
こころからだのしくみⅠ	○		○		○		○		20時間	
こころからだのしくみⅡ	○		○		60時間		60時間		60時間	
医療的ケア通信・演習(スクーリング)	50時間	規定回数	50時間	規定回数	50時間	規定回数	50時間	規定回数	50時間	規定回数
実務者研修受講時間数	50時間		95時間		320時間		320時間		450時間	
スクーリング日数	2日間		7日間		7日間		7日間		7日間	

* ○がついている科目に関しては免除となる。

* 介護過程Ⅲ(45時間)はスクールアワーを適応する。

(履修方法)

第8条 本研修の履修方法は、以下のとおりとする。(別表参照)

(通信で行う科目)

テキストに沿って自己学習し、当養成施設の定める期日までに科目毎に通信課題を提出する。担当講師が科目毎に添削、採点を行い、合格しなければならない。

合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

学習中に生じた質問内容は郵送または FAX・メールにより受け付け、必要に応じて担当講師に照会、個別に指導を行うこととし、質問に関する郵送料、通信料は、受講者負担とする。

(スクーリングで行う科目)

介護過程Ⅲは、全ての授業に出席し、修了評価で合格しなければならない。

医療的ケアは、喀痰吸引、経管栄養、救急蘇生法を規定回数以上行い、最終回で合格しなければならない。

(スクーリング会場)

第9条 本研修会場は、以下のとおりとする。

株式会社アズ・ライフケア 船橋教室

千葉県船橋市本町 1-19-20 久左衛門ビル-2F

(休業日)

第10条 休業日は、以下のとおりとする。

夏季休業 (8/13～8/15)、年末年始休業 (12/29～1/3)

第3章 選考、入学、在籍年月等

(開講時期)

第11条 年間8回を目処に開講する。

(開講期間)

- ① 4月1日～9月30日
- ② 5月1日～10月31日
- ③ 6月1日～11月30日
- ④ 7月1日～12月31日
- ⑤ 8月1日～1月31日(2学級)
- ⑥ 10月1日～3月31日(2学級)

(受講資格)

第12条 心身ともに健全で、スクーリングを含む全ての課程を修了することが可能な者とする。

(受講者の選考)

第13条 受講者の選考は、下記の通りとする。

- (1) 募集は、一般募集、および当法人並びにレオパレス21グループ職員に向けての募集とする。
- (2) 当法人ホームページに受講生募集案内を掲載する。
- (3) 定員を超える応募があった場合は先着順とする。

(受講手続・受講者の本人確認)

第14条 受講手続及び受講者本人の確認は、以下のとおりとする。

- ① 受講を希望する者は、指定期限までに受講申込書を提出し受講料を納付する等、必要な受講申込手続きを完了しなければならない。指定期日までに手続きが完了しなかった場合は、受講を開始することができない。
- ② 科目の免除を希望する者については、該当資格の資格証の写しを提出すること。
- ③ 受講申込受付または初回のスクーリング時に公的な身分証書(運転免許証等)を持参し、事務職員が本人確認をするものとする。

(在籍年月)

第 15 条 在籍年月は 1 年以内とする。但し、やむを得ない場合については、手続きの上、2 年までとする。

(退学、休学、復学)

第 16 条 退学、休学、復学については、以下のとおりとする。

- ① 受講者が退学する場合は、所定の退学届けを提出するものとする。
- ② 受講者が疾病等のやむを得ない事由によって受講を一時中断（休学）する場合は、その事由を明らかにする書類（診断書等）を添え届け出て、養成施設長の承認を受けなければならない。但し、在籍年限を超えない範囲での休学を認めるものとする。
- ③ 前述の規定による休学中の者が復学の際は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを養成施設長が確認し、編入が可能な他コースに復学するものとする。

第4章 学習の評価、補講、修了等の認定

(学習の評価)

第17条 学習の評価は、以下のとおりとする。

評価区分は【A=90点以上、B=89～80点、C=79～70点、D=70点未満】

とし、評価C以上を合格とし、評価Dの場合は不合格とする。

(通信で行う科目)

- ・通信課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて担当講師が添削し評価を行う。評価C以上を合格とし、評価Dは再提出とする。評価C以上になるまで再提出とする。

(スクーリングで行う科目)

- ・介護過程Ⅲについては、全てを受講し、原則として、遅刻・欠席は認めない。科目最終日に担当講師が習得度(技術)評価を行い、評価C以上を合格とする。評価Dの場合は、評価C以上になるまで再評価を繰り返す。
- ・医療的ケアについては、喀痰吸引、経管栄養、救急蘇生法を規定回数以上行い、最終回で手順通りに実施でき、評価票の全ての項目について、担当講師の評価結果が「介護職員による喀痰吸引及び経管のケア実施の手引き」の手順どおりに実施できていると認められた者を合格とする。不合格だった者は、担当講師による評価結果で修得されたと認められるまで再評価を繰り返す。

(補講)

第18条 補講の取り扱いについては、以下のとおりとする。

- ① 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情(*1)があると認められた場合は、欠席したスクーリングについて補講を行うものとする。
- ② 補講の申し出は事前申し出を原則とする。
- ③ 補講にかかる費用は、自己負担となる場合がある。

*1:「やむを得ない事情」とは、社会通念上の妥当とされる以下の事由とする。

- i 疾病または負傷
- ii 天災その他やむを得ない理由(水害・火災・地震・暴風雨雪・暴動・交通事故等)
- iii 法令に定める事由によるもの
- iv その他、やむを得ない事由として当社が認めるもの

(課程修了の認定)

第 19 条 課程修了の認定は、以下の通りとする。

- ①受講料を全額納付していること。
- ②第 7 条に定めるカリキュラムを全て履修していること。
- ③通信課題を全て提出し、合格していること。
- ④介護過程Ⅲ及び医療的ケア演習の全ての授業を受講し、合格の評価を得ていること。

(修了証明書等の交付)

第 20 条 修了を認定された者に対し、修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第 21 条 修了者管理は以下のとおりとする。

- ① 修了者は修了者名簿に記載し、永年管理する。
- ② 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。
ただし、修了証明書の再発行にかかる料金については、1 枚につき 500 円 (税別) を修了者の負担とする。

第5章 受講料等

(受講料等)

第22条 本研修の受講料は、以下のとおりとする。

(消費税別)

有資格及び修了資格	受講料	テキスト代	合計金額
介護職員基礎研修修了者	34,000円	2,000円	36,000円
訪問介護員養成研修1級修了者	68,000円	4,000円	72,000円
訪問介護員養成研修2級修了者	71,000円	14,000円	85,000円
介護職員初任者研修修了者	71,000円	14,000円	85,000円
上記以外	119,000円	16,000円	135,000円

(解約条件及び返金の有無)

第23条 解約の条件及び返金については、以下のとおりとする。

- ① 受講申込手続き完了日から起算して8日間を経過する日までは、キャンセルをする旨を書面にて当養成施設に連絡することにより、無条件で契約を解約することができる。
- ② ①の期間後、解約の希望がある場合は受講申込者本人より開講日前日までに当養成施設にその旨を電話にて連絡する。当養成施設は連絡確認後、支払われた受講料より解約事務手数料(8,000円税別)を除いた金額を返金する。その際の振込手数料は受講申込者負担とする。
- ③ 開講日当日以降の解約は、原則として受講料の全額を返金しないものとする。
- ④ 受講申込者が5名に満たない場合は、開講を取りやめる場合がある。その場合、振込手数料を当養成施設負担とし支払われた受講料全額を返金する。ただし、当養成施設開講の別コースを受講する場合は、その受講料へ充当する。

第6章 教職員組織

(教職員の組織)

第24条 以下の教職員を置く。

- ・養成施設長 1名
- ・教務に関する主任者 1名
- ・専任教員 1名以上
- ・介護過程Ⅲ担当教員 1名以上
- ・医療的ケア担当教員 1名以上
- ・事務職員 1名以上

(研修責任者及びその役職)

第25条 本研修の責任者は、下記のとおりとする。

野口 和之 (運営部 企画グループ 統括責任者)

第7章 その他

(賞罰)

第26条 受講者が学則並びに当養成施設の定める諸規則を守らず、受講者としての本分に反する行為があったときは、注意し、改善が見込まれない場合は処分することができる。

懲戒は、指導、警告、勧告及び退学とする。

下記に該当する者は、養成施設長の判断により当該受講者の受講を取り消すことができる。また取り消された場合は、その間履修した当該研修について全て無効とする。

<判断基準>

- ① 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- ② 学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行を妨げる者
- ③ 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- ④ 自力で演習内容を行うことができない者
- ⑤ その他、当養成施設が不適當をみなした者

(受講中の事故等についての対応)

第27条 店舗総合保険及び賠償責任保険に加入する。(当養成施設負担)

(受講者の個人情報の取扱い)

第28条 当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(情報開示の方法)

第29条 情報開示は下記のホームページ上で行う。

ホームページのアドレス <http://www.azumien.jp/cp/training.html>

(研修実施に係る留意事項)

第30条 研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情相談担当者：植田 作（管理部 介護課） 電話 03-6316-1813

(施行細則)

第 31 条 この学則に必要な細則並びに学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当養成施設がこれを定める。

(附則)

第 32 条 この学則は令和元年 12 月 1 日から施行する。

別表(第7条、第8条関係)

あずみ苑介護スクール 介護福祉士実務者研修(通信課程) 教育課程

科目名	必選の別	授業時間数		
		講義 (通信)	講義 (面接)	演習 (面接授業)
人間の尊厳と自立	必修	5		
社会の理解Ⅰ	必修	5		
社会の理解Ⅱ	必修	30		
介護の基本Ⅰ	必修	10		
介護の基本Ⅱ	必修	20		
コミュニケーション技術	必修	20		
生活支援技術Ⅰ	必修	20		
生活支援技術Ⅱ	必修	30		
介護過程Ⅰ	必修	20		
介護過程Ⅱ	必修	25		
介護過程Ⅲ	必修		45	
発達と老化の理解Ⅰ	必修	10		
発達と老化の理解Ⅱ	必修	20		
認知症の理解Ⅰ	必修	10		
認知症の理解Ⅱ	必修	20		
障害の理解Ⅰ	必修	10		
障害の理解Ⅱ	必修	20		
こころとからだのしくみⅠ	必修	20		
こころとからだのしくみⅡ	必修	60		
医療的ケア(※)	必修	50		規定回数
合計		405	45	規定回数
※医療的ケア50時間とは別に「医療的ケア演習」が必修となる			スクールアワー 適用	【喀痰吸引】 口腔 鼻腔 気管カニューレ内部 各5回以上 【経管栄養】 胃ろう又腸ろう 経鼻経管栄養 各5回以上 【救急蘇生法】 1回以上